

平成30年4月9日

島根中央信用金庫

島根県西部を震源とする地震に対する当金庫の対応について

平成30年4月9日に発生しました島根県西部を震源とする地震により被災された皆さま方に心よりお見舞い申し上げます。
当金庫では、地震により被災された皆さまを支援するため、下記のとおり対応いたします。
どうぞ最寄りの当金庫の営業店窓口にならりとご相談ください。

記

1. ご預金等のお取扱いについて

ご預金の通帳・証書・印鑑等をなくされた方は、ご本人確認のうえお支払いいたしますので、何なりとご相談ください。定期預金等の期限前払戻しにつきましても、ご事情によりご相談に応じます。

2. 個人向け「災害復旧ローン」について

被災された個人のお客さま向けに、全店で「災害復旧ローン」をお取扱いいたします。詳しくは（別紙①）をご覧ください。

3. 事業者向け「災害対策資金」について

被災された事業者のお客さま向けに、全店で「災害対策資金」をご用意しております。詳しくは（別紙②）をご覧ください。

以上

(別紙①)

「平成30年島根県西部を震源とする地震災害復旧ローン」(個人様向け)

ご利用いただける方	取扱店の営業区域内に居住または勤務先を有する個人で次の各要件を満たす方 ・災害により被害を受けられた方 ・融資時年齢が満20歳以上の個人の方 ・安定継続した収入のある方 ・保証会社の保証が受けられる方 ・その他当金庫の審査基準に適合する方
お使いみち	被災からの生活再建にかかる資金であり、支払先に振込できるもの ①住宅の補修、修繕費用 ②自動車の修理・買換費用 ③家具、家電等の修理・買換費用 ④申込人が当金庫から借り入れた基金保証付個人ローンの借換資金 (①から③のいずれかと合わせた申込に限ります) ※事業性資金、個人間売買による購入費用、支払先が申込人またはその配偶者・親・子が営む法人・自営業者となる資金、支払済資金についてはご利用できません。
ご融資金額	500万円以内(1万円単位)
ご融資期間	3か月以上10年以内(1か月単位)
ご融資利率	年1.20%(変動金利)(保証料率0.25%を含みます)
ご返済方法	元利均等毎月返済、元金均等返済 ボーナス時増額返済による返済元金総額は貸出金額の50%以内。
ご融資形態	証書貸付
担保	原則不要
保証人	一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので不要です。
お申込みに必要な書類	1. ご本人さま本人確認資料(運転免許証など) 2. 所得証明書類(源泉徴収票、所得証明書)(ご融資金額が100万円以下の場合 は原則不要)、確定申告書の控え 3. ご印鑑(返済予定口座のお届印) 4. 資金使途および所要金額を確認できる書面の写し等

H30.04.09



「平成30年島根県西部を震源とする地震災害対策資金」(事業者様向け)

ご利用頂ける方	中小企業者又は組合であって、次の要件のいずれかに該当する方 (1) 災害により、直接被害を受けられた方 (2) 災害によって売上の減少等の間接的な被害を受けられた方
お 使 い み ち	設備資金・運転資金
ご 融 資 金 額	設備資金 50,000千円 運転資金 30,000千円
ご 融 資 利 率	年 1.30%～年 1.80% (変動金利) (平成 30 年 4 月 9 日現在)
ご 融 資 期 間	10 年以内 (1 年据置可)
ご 返 済 方 法	・ 元金均等返済 ・ 期日一括返済 (1 年以内)
保 証 人	法人 代表者 個人 原則として不要
担 保	原則として不要
そ の 他	信用保証協会付融資 (普通保証・セーフティネット保証) で 取扱う場合は、信用保証協会との協議が必要となります。

H30. 04. 09

